特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
17	肝炎医療費の支給に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、肝炎医療費の支給に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府知事

公表日

令和7年3月28日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	肝炎医療費の支給に関する事務
②事務の概要	国の定める「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の「肝炎治療特別促進事業実施要綱)及び「京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づき、医療費の助成に関する申請があった場合、審査を行い結果の通知等を行う。国内最大の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療(インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療)によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、この抗ウイルス治療については月額の医療費が高額になること、又は長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから、早期治療の促進のため、この抗ウイルス治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては府民の健康の保持、増進を図ることを目的とする。 1 申請受付事務 各保健所、京都市各区役所・支所は、申請書等を受付、健康対策課へ1回/月進達を行う。健康対策課では、進達された申請書等の記載内容確認、添付書類の確認、新規申請・継続申請のデータをシステムに入力する。 2 審査会認定事務 申請内容を確認し、審査準備を行う。審査終了後、支給認定しないと判断された申請については、審査会の委員より不承認理由の説明を受け、申請者向けの通知文を作成。決裁の後、データ入力・通知を行う。 3 医療受給者証発行事務 承認された申請に対して、受給者番号をシステムを使用して付与。肝炎医療費受給者証を作成。受給者
③システムの名称	肝炎治療特別促進事業管理業務システム、統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

肝炎医療費支給認定申請ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号利用法 第9条第1項及び第2項、第19条第9項、準法定事務主務省令の表の4の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

				<選択肢>
①字恢 0 左無	г	中华士工	1	1) 実施する
①実施の有無	L	実施する	1	2) 実施しない
				3) 未定

②法令上の根拠 番号利用法第19条第9号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	京都府健康福祉部健康対策課		
②所属長の役職名	京都府健康福祉部健康対策課長		

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部健康対策課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部健康対策課

9. 規則第9条第2項の適用]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		€満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	6年4月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人以上]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か		令和6年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書]			及び重点項目評価書 及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞ	れ重点項目評価書	又は全項目評価書において、	リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	ステムを通じた入り	手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて(
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通じ	た提供を除く。)	[O]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて(
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われる! スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて「	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて(

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
判断の根拠	複数人での確認を行っている。						
9. 監査							
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査						
10. 従業者に対する教育・	· 客 発						
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>						
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する						
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 後限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 会託先における不正な使用等のリスクへの対策 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 信報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 後業者に対する教育・啓発						
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
判断の根拠	事務取扱担当者を対象としたサイバーセキュリティ研修を実施している。						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月1日	I 1.③	特定疾患管理業務システム	特定疾患管理業務システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	評価書見直しに係る修正
令和3年11月1日	I 4.②法令上の根拠	【条例で定める提供情報】 番号利用法 第19条第8項	【条例で定める利用事務】 番号利用法 第19条第9項	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和3年11月1日	I 8.連絡先	京都府総務部総務調整課	京都府健康福祉部健康対策課	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 3.法令上の根拠	【条例で定める利用事務】 番号利用法 第9条第2項	【条例で定める利用事務】 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律施行条例 別表 第1 12の項	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	Ⅱ 1いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	Ⅱ2いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	Ⅳ8人手を介在させる作業	(新設)	複数人での確認を行っている。	事後	評価項目の追加
令和7年3月28日	Ⅳ11最も優先度が高いと考え られる対策	(新設)	事務取扱担当者を対象としたサイバーセキュリティ研修を実施している。 国のプログランドの表示に対象行列に延事来につい	事後	評価項目の追加
令和7年3月28日	I 1.②事務の概要	(追記)	ロジルの 窓来並	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 3法令上の根拠	【条例で定める利用事務】 番号利用法 第19条第9項	番号利用法 第9条第1項及び第2項、第19条 第9項、準法定事務主務省令の表の4の項	事後	評価書見直しに係る修正